

「介護支援専門員の新規登録」及び「介護支援専門員証の交付申請」について

(提出期限：実務研修修了後3か月以内)

- 介護保険法施行規則第113条第7項の規定により、介護支援専門員実務研修修了後、必ず3か月以内に、「介護支援専門員登録申請書（別記様式第4号）」を広島県介護支援専門員協会へ提出（郵送または持参）してください。
⇒3か月以内に申請書の提出がない場合は、再度、実務研修の受講が必要です。
- 介護支援専門員の業務に従事する予定の者は、登録申請と併せて介護支援専門員証の交付申請を行う必要があります。
⇒介護保険法第7条第5項の規定により、介護支援専門員の業務に従事するには介護支援専門員証が必要です。介護支援専門員証の交付は、試験の「受験の手引」にも記載のとおり、当会へ申請書が到着してから約1か月程度かかります。
- 介護支援専門員の資格制度については、別紙1を参考にしてください。

1 申請書類 次の(2)①～③をすべて提出してください。(1)・(2)④～⑥は、該当者のみ提出してください。(証の交付を希望する場合は、(1)・(2)両方(計2回)を郵送、証の交付を希望しない場合は(2)(計1回)を郵送のこと。)

(1) 納付書送付依頼書（証の交付を希望する場合：1回目の郵送）〔該当者のみ提出〕

*上記は、コンビニエンスストアで支払う納付書の発行を依頼するための様式です。

*介護支援専門員証の交付を希望し、郵送申請をする場合には、申請書類を提出する前に、納付書送付依頼書（記入例1）の提出が必要です。（「2 申請方法」参照）

(2) 申請書類一式（証の交付を希望する場合：2回目の郵送）

（証の交付を希望しない場合：計1回の郵送）

①「介護支援専門員登録 兼 介護支援専門員証交付申請書」（様式第4号）

- ア 業務に従事する（証の交付を希望する）場合 【参照：記入例2】 ※写真貼付
- イ 業務に従事しない（証の交付を希望しない）場合 【参照：記入例3】 ※写真不要

②「誓約書」（様式第5号） 【参照：記入例4】

③実務研修修了証明書の写し（コピー）（*研修最終日に、研修実施機関から交付されたもの）

④「納付書」の領収証書及び納入届の原本 〔該当者のみ提出〕

【業務に従事する（証の交付を希望する）場合のみ手数料の納付が必要／登録のみは不要】

※(1)「納付書送付依頼書」の提出がありましたら、当会より「納付書」を交付します。

※郵送の場合、納付書送付依頼書が当会に到着して約1週間後に納付書が届きます。

※領収証書にはコンビニエンスストアで手数料3,800円を納付したのち受領印が押印されます。

※領収証書は、証の交付時に申請者へ返却しますので、いったん原本を必ず提出してください。

※領収証書には氏名、納入届には自宅の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

⑤戸籍抄本の原本（*コピー不可）〔該当者のみ提出〕 *修了証明書に記載の氏名と異なる場合

※実務研修修了後、氏名に変更があった者は、戸籍抄本（原本）を添付してください。

⑥住民票の写し（原本）（*コピー不可）〔該当者のみ提出〕

※広島県外に住所のある者のみ添付してください。広島県内に住民票のある者は添付不要です。

※個人情報保護により、「マイナンバー」の記載のある住民票の写しは受付できません。

2 申請方法

①業務に従事する場合(新規登録と同時に介護支援専門員証の交付申請をする場合)

申請区分	申請方法
郵送申請 (郵送計2回) *FAX不可 【1回目の郵送】 納付書送付依頼書を送付 【2回目の郵送】 納付後に申請書一式を送付	① 申請する前に広島県介護支援専門員協会に「介護保険関係事務手数料に係る「納付書」送付依頼書」(以下「納付書送付依頼書」という)を提出する。 ※納付書の送付には、「納付書送付依頼書」受領後、1週間程度の日数が必要です。 【郵送先】 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ ② 広島県介護支援専門員協会から送付された「納付書」に必要な事項(郵便番号・住所・氏名)を記入し、コンビニエンスストアで手数料(3,800円)を納付する。 ③ コンビニエンスストアで受領印が押印された「領収証書」及び「納入届」を申請書に添付し、申請書及び添付書類一式を広島県介護支援専門員協会に送付する。
窓口申請 ※なるべく、事前に電話予約をしてから来所ください。	① 広島県介護支援専門員協会(広島県健康福祉センター7階)に納付書送付依頼書を提出し、納付書を受け取る。 【窓口】 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター 7F 広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ ② 近くのコンビニエンスストアで手数料(3,800円)を納付する。 広島県介護支援専門員協会へ申請書及び添付書類一式(コンビニエンスストアで受領印が押印された「領収証書」及び「納入届」を含む)を提出する。 窓口受付時間 8時45分~12時, 13時~17時15分(土日祝除く) 年末年始休業 12/29~1/3

②業務に従事しない場合(新規登録のみの場合)

申請区分	申請方法
郵送申請 (手数料は不要)	広島県介護支援専門員協会に申請書及び添付書類一式を郵送により提出する。 (申請書の写真は不要です。) 【郵送先】 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ
窓口申請 (手数料は不要) ※なるべく、事前に電話予約をしてから来所ください。	広島県介護支援専門員協会(広島県健康福祉センター7階)に申請書及び添付書類一式を提出する。(申請書の写真は不要です。) 【窓口】 〒734-0007 広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター 7F 広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ 窓口受付時間 8時45分~12時, 13時~17時15分(土日祝除く) 年末年始休業 12/29~1/3

3 写真について(新規登録と同時に介護支援専門員証の交付申請をする場合のみ)

- ・大きさは、縦3センチ、横2.4センチとし、申請前6か月以内に撮影した**無帽、正面、上半身、無背景**のものを使用してください。写真の裏面に、**氏名を記入**した上で貼付してください。
- ・**インクジェットプリンター及びレーザープリンター等により印刷した写真は不可**とします。(アプリ撮影やスナップ写真も不可。貼付された写真をスキャニングし、介護支援専門員証へ転写する際、インクジェットプリント等では画素数が粗く、スキャニングできないため。)
- ・提出の際、申請書の三つ折りは可能ですが、**写真を折り曲げないように注意**してください。

4 注意事項

- ・申請書の記入漏れや添付書類に不備がある場合は、申請書及び添付書類の全てを返戻しますので、申請書の提出の際には、記入例を参照し、申請書類の確認をお願いします。
- ・申請書は、記入例2及び3を参照してください。特に、住所のフリガナ、実務研修修了証書番号、実務研修修了年月日、申請者名の記入漏れが多いので注意してください。
- ・実務研修の修了証明書は**写し（コピー）**を添付してください。
- ・介護支援専門員証は、手続き終了後、自宅へ郵送します。試験の「受験の手引」にも記載のとおり、手続には、約1か月程度かかることを承知ください。
- ・登録申請のみの方は、介護支援専門員証の交付はありません。（介護支援専門員業務に従事することはできません。）登録が完了した通知を送付します。

提出先・問合せ先 一般社団法人広島県介護支援専門員協会 登録業務グループ

住 所 〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1丁目6-29 広島県健康福祉センター 7F

電 話 082-258-5569 問合せ及び窓口の時間は、8時45分～12時、13時～17時15分です。（土日祝・年末年始を除く。）申請書及び納付書送付依頼書の様式は、ホームページに掲載しています。

U R L <https://www.hcma.or.jp> 「介護支援専門員の登録・更新等」をクリック。



介護支援専門員の資格制度について

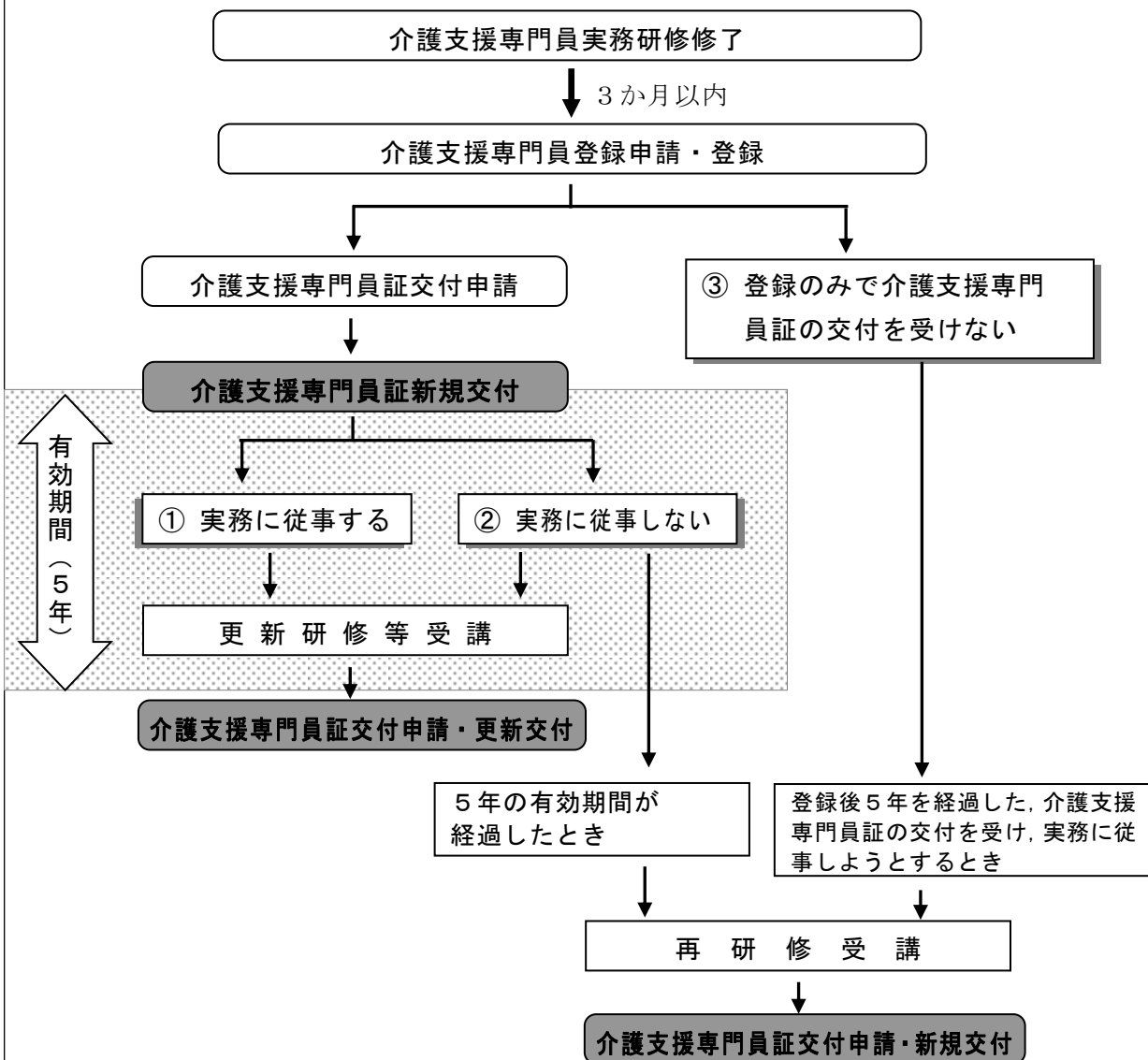
1 介護支援専門員について

介護保険法第7条第5項の規定により、「介護支援専門員証」の交付を受けたものを介護支援専門員ということと定義されています。

2 介護支援専門員証について

介護支援専門員証の交付を受けるには、都道府県知事が管理する介護支援専門員資格登録簿への登録手続きが完了した後、介護支援専門員証（有効期間5年）の交付申請を行う必要があります。

3 介護支援専門員証の交付及び更新フロー図



介護支援専門員関係事務手数料に係る「納付書」送付依頼書 ※太枠部分のみ記載

1. 納付書申請者等 (*手数料は合算して納付できないため1名ごとに依頼してください。)

① 送付依頼年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
② 申請者 ※記入漏れがないよう注意してください。	自宅住所 (*住民票に記載の住所/住所変更の場合は転居後 (〒734-0007) 広島県広島市南区皆実町〇丁目〇〇-〇〇	住民票及び戸籍に記載の住所、氏名を記入してください。	
	氏名 (*戸籍に記載の氏名/修了証明書に記載の氏名と異なる場合は現氏名と旧姓を記入) 広島花子 (旧姓:) (実務: 新規登録・新規交付)		
	介護支援専門員登録番号 (*実務研修を修了し、初めて登録する場合には記入不要) (*介護支援専門員証または登録通知書等に記載の8桁の数字を記載)	この欄は、記入不要です。	
	電話番号 (*平日の日中(8:45~17:15)につながる携帯電話の番号を記入)	実務研修を修了し、初めて登録する場合には記入不要です。	
③ 納付書送付先 (上記申請者の住所と異なる場合のみ。勤務先の場合には、事業所名もあわせて記載してください。)	住所 (〒734-0007) 広島県広島市南区皆実町〇丁目〇〇-〇〇	勤務先宛の場合、事業所等の名称も記入してください。	
	事業所名称: △△居宅介護支援事業所		

2. 納付書を必要とする申請書の種類 (*記入不要。)

○欄	申請書の種類	申請件数	手数料(※)	合計金額
○	新規交付 (<u>実務研修修了者</u> ・再研修修了者・登録から5年以内の者) 様式第4号: 介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書	1件	3,800円	3,800円
	登録移転 (転入) 様式第6号: 介護支援専門員登録移転兼介護支援専門員証交付申請書	件	3,800円	円
	書換 (氏名変更・氏名と住所変更) *住所変更のみの場合は手数料不要 様式第7号: 介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換交付申請書	件	3,800円	円
	再交付 (紛失・汚損) 様式第10号: 介護支援専門員証再交付申請書	件	3,800円	円
	更新交付 (実務未経験の更新・更新ⅠⅡ(または更新Ⅱのみ)・主任更新) 様式第11号: 介護支援専門員有効期間更新兼交付申請書	件	3,800円	円
	証明書の交付 (証明内容)	件	700円	円
	計	1件		3,800円

※以下、当会使用欄 (記入不要)

納付番号	(広島県控) 当会使用欄
納付書送付依頼書受付年月日	
備考欄 <input type="checkbox"/> 転入 有効期間満了日: 現登録都道府県: <input type="checkbox"/> 受講地変更 研修名: <input type="checkbox"/> その他	

介護支援専門員関係事務手数料に係る「納付書」送付依頼書 ※太枠部分のみ記載

1. 納付書申請者等 (*手数料は合算して納付できないため1名ごとに依頼してください。)

① 送付依頼年月日	令和_____年_____月_____日
② 申請者 ※記入漏れがないよう注意してください。	自宅住所 (*住民票に記載の住所/住所変更の場合は転居後の現住所を記入) (〒 _____)
	氏名 (*戸籍に記載の氏名/修了証明書に記載の氏名と異なる場合は現氏名と旧姓を記入) (旧姓: _____) (実務: 新規登録・新規交付)
	介護支援専門員登録番号 (*実務研修を修了し、初めて登録する場合には記入不要) (*介護支援専門員証または登録通知書等に記載の8桁の数字を記入) この欄は、記入不要です。
	電話番号 (*平日の日中(8:45~17:15)につながる携帯電話の番号等を記入) (_____)
③ 納付書送付先 (上記申請者の住所と異なる場合のみ。勤務先の場合には、事業所名もあわせて記載してください。)	住所 (〒 _____) 事業所名称:

2. 納付書を必要とする申請書の種類 (*記入不要)

○欄	申請書の種類	申請件数	手数料(※)	合計金額
○	新規交付 (<u>実務研修修了者</u> ・再研修修了者・登録から5年以内の者) 様式第4号: 介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書	1件	3,800円	3,800円
	登録移転 (転入) 様式第6号: 介護支援専門員登録移転兼介護支援専門員証交付申請書	件	3,800円	円
	書換 (氏名変更・氏名と住所変更) *住所変更のみの場合は手数料不要 様式第7号: 介護支援専門員登録事項変更届出書兼介護支援専門員証書換交付申請書	件	3,800円	円
	再交付 (紛失・汚損) 様式第10号: 介護支援専門員証再交付申請書	件	3,800円	円
	更新交付 (実務未経験の更新・更新ⅠⅡ(または更新Ⅱのみ)・主任更新) 様式第11号: 介護支援専門員有効期間更新兼交付申請書	件	3,800円	円
	証明書の交付 (証明内容 _____)	件	700円	円
	計	1件		3,800円

※以下、当会使用欄 (記入不要)

納付番号	(広島県控) 当会使用欄
納付書送付依頼書受付年月日	
備考欄	
<input type="checkbox"/> 転入 有効期間満了日: 現登録都道府県: <input type="checkbox"/> 受講地変更 研修名: <input type="checkbox"/> その他	

記入例2 申請書は裏面にあります。
(介護支援専門員の新規登録と証の新規交付を同時に申請する場合)

※納付書の「領収証書」と「納入届」を同封してください。
(※申請書に貼付しない)

写真(注2)を貼付し、
写真部分が折れないよ
うに送付してください。

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

フリガナ	ヒロシマ	ハナコ	写真貼付欄 (規格:縦3cm 横2.4cmの脱帽上半身) (写真の裏面に氏名を記入すること。)
氏名	(氏) 広島	(名) 花子	
生年月日	昭和〇〇(19XX)年 〇〇月 〇〇日生		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	写真撮影年月日	〇〇年 〇月 〇〇日
フリガナ	ヒロシマケン ヒロシマシ ミナミク ミナミマチ 1-6-29		
住所	〒734-0007 広島都道府県 広島市南区皆		
電話番号	自宅: 090-〇〇〇〇-△△△△		
申請事項	<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員登録 <input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員証交付		
登録申請の場合	実務研修修了証書番号	10000	
	実務研修修了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
介護支援専門員証交付申請のみの場合	登録番号	この欄は、記入不要です。	
	登録年月日		
添付書類	1. 介護支援専門員登録申請の場合 (提出書類) (1)誓約書(別記様式第5号) (2)実務研修修了証明書の写し ※コピー (3)住民票の写し(県外に住所を有する方に限る。) ←該当者のみ 2. 介護支援専門員証交付申請の場合(登録と同時に交付申請を行う場合は、不要) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録の日から5年を経過していないとき <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録の日から5年を経過しているとき <input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録移転通知書の写し		

フリガナを必ず記入してください。

「自宅」としてはありますが、なるべく
携帯電話の番号を記入してください。

修了証書の右上の第〇〇〇〇〇号の番号を記入してください。

修了証書の交付年月日を
記入してください。

上記のとおり、
 介護支援専門員の登録
 介護支援専門員証の交付
を申請します。

令和〇〇年〇月〇〇日
広島県知事 様

必ず記入してください。
(申請者)
氏名 広島花子

注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。
2 写真貼付欄には、大きさ縦3センチ、横2.4センチで、申請前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、無背景の写真(インクジェットプリンターまたはレーザープリンターにより印刷したものを除く。)を貼ること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

フリガナ					写真貼付欄 (規格：縦 3cm 横 2.4cmの脱帽上半身) (写真の裏面に氏名を記入すること。) ()
氏名	(氏)	(名)			
生年月日	年 月 日生				
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	写真撮影年月日	年 月 日		
フリガナ					
住所	〒 都道府県				
電話番号	自宅：		勤務先：		
申請事項	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証交付				
登録申請の場合	実務研修修了証書番号				
	実務研修修了年月日		年 月 日		
介護支援専門員証交付申請のみの場合	登録番号				
	登録年月日		年 月 日		
添付書類	1 介護支援専門員登録申請の場合 (1)誓約書(別記様式第5号) (2)実務研修修了証明書の写し (3)住民票の写し(県外に住所を有する方に限る。) 2 介護支援専門員証交付申請の場合(登録と同時に交付申請を行う場合は、不要) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録の日から5年を経過していないとき 介護支援専門員登録通知書の写しまたは介護支援専門員登録移転通知書の写し <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録後、5年を経過しているとき 再研修の修了を証する書面の写し				

上記のとおり、
 介護支援専門員の登録
 介護支援専門員証の交付
 を申請します。

令和 年 月 日

広島県知事 様

(申請者)

氏名 _____

- 注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。
 2 写真貼付欄には、大きさ縦3センチ、横2.4センチで、申請前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、無背景の写真(インクジェットプリンターまたはレーザープリンターにより印刷したものを除く。)を貼ること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

記入例3 申請書は裏面にあります。
（介護支援専門員の新規登録のみの申請で、証の交付を希望しない場合）

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

フリガナ	ヒロシマ	ハナコ	写真貼付欄 (規格：縦 3cm 横 2.4cmの脱帽上半身) (写真の裏面に名前を記入)
氏名	(氏) 広島	(名) 花子	
生年月日	昭和〇〇(19XX)年 〇〇月 〇〇日生		
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	写真撮影年月日	この欄は、記入不要です。
フリガナ	ヒロシマケン ヒロシマシ ミナミク ミナミマチ 1-6-29		
住所	〒734-0007 広島 都道府県 広島市		
電話番号	自宅：090-〇〇〇〇-△△△△ 携帯電話の番号を記入してください。		
申請事項	<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員登録 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証交付 修了証書の右上の第〇〇〇〇〇号の番号を記入してください。		
登録申請の場合	実務研修修了証書番号	10000	
	実務研修修了年月日	〇〇年〇月〇日 修了証書の交付年月日を記入してください。	
介護支援専門員証交付申請のみの場合	登録番号	この欄は、記入不要です。	
	登録年月日		
添付書類	1. 介護支援専門員登録申請の場合.....(提出書類) (1)誓約書(別記様式第5号) (2)実務研修修了証明書の写し ※コピー (3)住民票の写し(県外に住所を有する方に限る。) ←該当者のみ 2. 介護支援専門員証交付申請の場合(登録と同時に交付申請を行う場合は、不要) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録の日から5年を経過していないとき または介護支援専門員登録移転通知書の写し 年を経過しているとき 写し		

登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けない場合は、介護支援専門員の業務従事することができません。

上記のとおり、
 介護支援専門員の登録
 介護支援専門員証の交付
 を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 広島県知事 様

(申請者)

必ず記入してください。氏名 **広島 花子**

注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。
 2 写真貼付欄には、大きさ縦3センチ、横2.4センチで、申請前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、無背景の写真(インクジェットプリンターまたはレーザープリンターにより印刷したものを除く。)を貼ること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

フリガナ					写真貼付欄 (規格：縦 3cm 横 2.4cm(脱帽上半身) (写真の裏面に氏名を記入すること。))
氏名	(氏)	(名)			
生年月日	年 月 日生				
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	写真撮影年月日	年 月 日		
フリガナ					
住所	〒 都道府県				
電話番号	自宅：		勤務先：		
申請事項	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証交付				
登録申請の場合	実務研修修了証書番号				
	実務研修修了年月日		年 月 日		
介護支援専門員証交付申請のみの場合	登録番号				
	登録年月日		年 月 日		
添付書類	1 介護支援専門員登録申請の場合 (1)誓約書(別記様式第5号) (2)実務研修修了証明書の写し (3)住民票の写し(県外に住所を有する方に限る。) 2 介護支援専門員証交付申請の場合(登録と同時に交付申請を行う場合は、不要) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録の日から5年を経過していないとき 介護支援専門員登録通知書の写しまたは介護支援専門員登録移転通知書の写し <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の登録後、5年を経過しているとき 再研修の修了を証する書面の写し				

上記のとおり、
 令和 年 月 日
 介護支援専門員の登録
 介護支援専門員証の交付
 を申請します。

広島県知事 様

(申請者)

氏名 _____

注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。
 2 写真貼付欄には、大きさ縦3センチ、横2.4センチで、申請前6月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、無背景の写真(インクジェットプリンターまたはレーザープリンターにより印刷したものを除く。)を貼ること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

誓 約 書

私は、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 69 条の 2 第 1 項各号 (次の①から⑦までに該当しない者であることを誓約します。

氏名

広島 花子

- ① 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない者
- ⑦ 介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者 (登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。) であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しないもの

誓 約 書

私は、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項各号（次の①から⑦まで）に該当しない者であることを誓約します。

氏名 _____

- ① 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの